

〈けんしん〉 スペシャル教育ローン

変動
金利

年 **2.00%**

※保証料は金利に含まれています。

幼稚園から大学・専門学校、塾、ビジネス専門学校まで
教育に関する費用ならおまかせください！！

けんしん大学



最大**1,000万円**

最長**15年**(据置期間含む)までご融資可

適用金利には、取引内容による条件を設けておりませんので、この金利で皆様にご利用いただけます！

ご利用いただける方	・満20歳以上で安定継続した収入のある方口 ・当組合の営業区域内に居住または勤務されている方口 ・1年以上勤務または営業している方口	ご用意いただく書類	・運転免許証、見積書、所得確認書類(公的所得証明書、源泉徴収票、確定申告書等)
ご融資金額	・10万円以上 1,000万円 以下	ご融資期間	・ 15年 以内(据置期間含む)
お使いみち	① 幼稚園・小学校・中学校・高等学校・大学・大学院・専門学校・予備校等の納付金(受験料、入学金、授業料、諸会費など) ② 塾・講座・通信教育納付金(入会金、授業料など) ③ 付随する教育資金(教科書・参考書等の学用品代、仕送り、就学のためのマンション・アパート等の敷金・礼金・家賃・光熱費、留学のための渡航費用など) ④ ビジネススキル向上のための資金(資格専門学校納付金等とし、趣味に属する内容は除きます。) ⑤ 上記①②③④を資金用途とする教育ローン等の借換資金(借入先口座へ振込ができるものとします。)		
ご返済方法	・毎月元利均等返済口 ☑ご利用金額の50%以内でボーナス返済の併用もできます。	保証人	・(株)セディナの保証により、原則として保証人は不要です。 ※(株)セディナが必要と認めた場合は連帯保証人が必要です。
手数料その他	・一部繰上返済・条件変更をされる場合は所定の手数料がかかります。☐ ・お借入金は原則としてお支払先へ振込させていただきます。☐		

審査の結果、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。
詳しくは、本支店窓口までお問い合わせください。なお、窓口には商品概要説明書をご用意しております。

本店営業部 ☎(076)421-5541

戸出支店 ☎(0766)63-1150

針原支店 ☎(076)451-2288

砺波支店 ☎(0763)32-3351

福光支店 ☎(0763)52-1122

魚津支店 ☎(0765)22-3133

出町支店 ☎(0763)33-5533

福野支店 ☎(0763)22-2218

高岡支店 ☎(0766)23-3580

庄東支店 ☎(0763)37-1144

城端支店 ☎(0763)62-0323

高岡南支店 ☎(0766)23-3178

庄川支店 ☎(0763)82-0248

井波支店 ☎(0763)82-1756

射水支店 ☎(0766)52-5525



富山県信用組合

[商品概要]

平成29年6月1日 現在

1. 商品名	スペシャル教育ローン								
2. 申込年齢	・申込時年齢が満20歳以上完済時年齢が満76歳以下の方								
3. 対象者	以下のすべての条件を満たす給与所得者または個人事業者のお客様 ・安定継続した収入が見込める方 ・当組合との取引に不芳な情報の無い方 ・当組合の組合員資格を有する方(新規加入可) ・当組合の営業地域内に居住あるいは勤務されている方 ・勤続年数1年以上の方、または個人事業主の場合は営業年数が1年以上の方 ・(株)セディナの保証を受けられる方 ・反社会的勢力に該当しない方								
4. 資金用途	① 幼稚園・小学校・中学校・高等学校・大学・大学院・専門学校・予備校等の納付金(受験料、入学金、授業料、保護者会・同窓会・後援会・学生自治会費等) ② 塾・講座・通信教育納付金(入会金、授業料等) ③ 付随する教育資金(教科書・参考書等の学用品代、仕送り、就学のためのマンション・アパート等の敷金・礼金・家賃・光熱費等、留学のための渡航費用等) ④ ビジネススキル向上のための資金(資格専門学校納付金等とし、趣味に属する内容は除く) ⑤ 上記①②③④を資金用途とする教育ローンの借換資金(貸金業者の貸付に関わる債権を除く)で借入先口座へ振り込みができるもの。								
5. 実行方法	原則、本人口座経由の振込指定とする。								
6. 貸出金額	10万円以上1,000万円以下(1万円単位)								
7. 貸出期間	15年以内(据置期間含む)とし、元金返済据置期間は、最長5年以内かつ就学予定期間内とする。								
8. 貸出金利	変動:新長プラ連動 2.000% (保証料含む)								
9. 返済方法	・毎月元利均等返済、元金均等返済(借入金額の50%までボーナス月増額返済可)								
10. 保証人・保証料等	・保証会社の保証により、原則として別途保証人は不要。(保証会社が必要と認めた場合は徴求) ・保証料は金利に含まれる。 ・新規証書貸付事務取扱手数料として1,080円が必要。 ・印紙代等諸費用は、別途負担。								
11. 担保	不要								
12. 申込時必要書類	<div style="background-color: yellow; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">用意いただく書類</div> ① 本人確認書類(運転免許証・健康保険証の写し) ※顔写真のないものについては複数の資料にて確認させていただきます。 ※外国人の場合は、登録原票記載事項証明書(正本)または外国人登録票(写し)を追加提出いただきます。 ② 所得証明資料 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 30%;">給与所得者</td> <td>源泉徴収票写し、住民税決定通知書、所得証明書のいずれか1点</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自営業者</td> <td>納税証明書(その2)、または 税務署の受付印のある(電子申告の場合は受付番号等確認できる)確定申告書写し、所得証明書のいずれか1点</td> </tr> </table> ③ 資金用途確認資料 ・合格通知書、入学証明書、在学証明書、授業料等の納付書のいずれか1点 ・資金用途の確認できる資料 ④ その他確認資料 <div style="background-color: yellow; padding: 2px; margin-top: 5px;">記入いただく書類</div> ①ローン借入申込書(セディナ)②お客様の個人情報の取扱いについて(当組合用) ③変動金利制適用に関する特約書				給与所得者	源泉徴収票写し、住民税決定通知書、所得証明書のいずれか1点		自営業者	納税証明書(その2)、または 税務署の受付印のある(電子申告の場合は受付番号等確認できる)確定申告書写し、所得証明書のいずれか1点
	給与所得者	源泉徴収票写し、住民税決定通知書、所得証明書のいずれか1点							
	自営業者	納税証明書(その2)、または 税務署の受付印のある(電子申告の場合は受付番号等確認できる)確定申告書写し、所得証明書のいずれか1点							
13. 繰上返済など	・繰上返済を行なう場合や返済条件を変更する場合、以下のとおりの手数料が必要となります。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 20%;">【繰上返済手数料】</td> <td style="width: 30%;">全額繰上償還</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">5,400円</td> </tr> <tr> <td>一部繰上げ返済 都度</td> <td style="text-align: right;">5,400円</td> </tr> </table> 【その他条件変更手数料】 ・5,400円			【繰上返済手数料】	全額繰上償還	5,400円	一部繰上げ返済 都度	5,400円	
【繰上返済手数料】	全額繰上償還	5,400円							
	一部繰上げ返済 都度	5,400円							

※ローン契約については所定の審査があり、ご希望に添えない場合がありますのでご了承ください。

※手数料にはいずれも消費税等が含まれます。

14. 苦情処理措置
紛争解決措置

・苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引のある営業店または下記の窓口をご利用下さい。

【窓口：富山県信用組合経営管理部】
受付日 月曜日～金曜日（土日・祝日および金融機関の休日を除く）
電話0763-33-3354
受付時間 午前9時～午後5時

なお、苦情対応の手続きについては、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか当組合ホームページをご覧ください。

ホームページアドレス <http://www.toyama-kenshin.co.jp>

・紛争解決措置

東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）

第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）

第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）

上記センターで、紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記富山県信用組合経営管理部または下記窓口までお申し出下さい。

【窓口：(社)全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】
受付日 月曜日～金曜日（土日・祝日および協会の休日を除く）
電話 03-3567-2456
受付時間 午前9時～午後5時

住所 〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-1（全国信用組合会館内）